

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成19年8月16日(2007.8.16)

【公表番号】特表2003-506270(P2003-506270A)

【公表日】平成15年2月18日(2003.2.18)

【出願番号】特願2001-514217(P2001-514217)

【国際特許分類】

B 6 5 D	81/36	(2006.01)
B 6 5 D	13/02	(2006.01)
B 6 5 D	25/02	(2006.01)
G 1 0 D	13/06	(2006.01)

【F I】

B 6 5 D	81/36	Z
B 6 5 D	13/02	A
B 6 5 D	25/02	D
G 1 0 D	13/06	F

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月29日(2007.6.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1のチャンバと、第2のチャンバとを備え、前記第2のチャンバは、前記第1のチャンバからは封止状態で仕切られ、音響手段を収納し、前記第1のチャンバは、瓶の内容物を収容するのに適しており、その開口端において取り外し可能な蓋を有する首部を備え、前記首部は、実質的に、前記瓶を打楽器として振ることができるように適した柄の形に形成されていることを特徴とする瓶。

【請求項2】

請求項1に記載の瓶において、前記第1のチャンバはさらに、前記首部の、前記開口端と反対側の端部に隣接して形成された本体部を備え、前記本体部は、前記首部によって囲まれる容積よりも実質的に大きな容積を有していることを特徴とする瓶。

【請求項3】

請求項1に記載の瓶において、前記第1のチャンバはさらに、前記首部の、前記開口端と反対側の端部に隣接して形成された本体部を備え、前記首部は、前記本体部から延在し、前記柄の輪郭を画成するため前記本体部に対して細い輪郭を有し、これによって前記瓶を打楽器として振ることができるように前記首部が握られ得ることを特徴とする瓶。

【請求項4】

請求項2又は3に記載の瓶において、前記第2のチャンバは、前記本体部の、前記首部と反対側の端部において、前記第1のチャンバと隣接して配置されていることを特徴とする瓶。

【請求項5】

請求項2乃至4のいずれか1に記載の瓶において、前記本体部は略球根状に形成されていることを特徴とする瓶。

【請求項6】

請求項1乃至5のいずれか1に記載の瓶において、前記瓶がマラカスに似た形に作られて

いることを特徴とする瓶。

【請求項 7】

請求項 1 乃至 6 のいずれか 1 に記載の瓶において、前記瓶は、前記第 1 のチャンバを含む第 1 の部分と、前記第 2 のチャンバを含む第 2 の部分とをさらに備えていることを特徴とする瓶。

【請求項 8】

請求項 7 に記載の瓶において、前記第 1 の部分は前記第 2 の部分に取り外し可能に結合されていることを特徴とする瓶。

【請求項 9】

請求項 7 又は 8 に記載の瓶において、前記第 2 の部分は前記第 1 の部分のための支持部として働くベース部を備えていることを特徴とする瓶。

【請求項 10】

請求項 7 乃至 9 のいずれか 1 に記載の瓶において、前記第 1 の部分は前記第 1 の部分のベース部上に設けられている結合手段を備えていることを特徴とする瓶。

【請求項 11】

請求項 10 に記載の瓶において、前記第 1 の部分の前記ベース部は実質的に凹形状になっていることを特徴とする瓶。

【請求項 12】

請求項 10 又は 11 に記載の瓶において、前記第 2 の部分は、前記第 1 の部分の前記結合手段と連結するようになっているカップリング手段を備えていることを特徴とする瓶。

【請求項 13】

請求項 10 に記載の瓶において、前記結合手段は、前記第 2 の部分の補完的構造とスナップ的に嵌る構造を備えていることを特徴とする瓶。

【請求項 14】

請求項 1 乃至 13 のいずれか 1 に記載の瓶において、前記音響手段は、前記瓶が振られたときにその動きにより音を発生するような粒状体を備えていることを特徴とする瓶。

【請求項 15】

請求項 1 乃至 14 のいずれか 1 に記載の瓶において、前記第 1 のチャンバは液体を収容していることを特徴とする瓶。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

(発明の概要)

本発明によれば、第1のチャンバと、打楽器を収納する第2のチャンバとを備えた容器が提供され、その第2のチャンバは第1のチャンバからは封止状態で仕切られている。

(本発明の好ましい特徴)

その第1のチャンバは、その容器が打楽器として振られることを許容する柄として適した首部と、本体部とを備えているが望ましい。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

その容器は、マラカスに似た形に作られていてもよい。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

その容器が球根状の下側端部を有し、この下側端部が、第1のチャンバの本体部と、第2のチャンバとを備えていることが望ましい。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

第1のチャンバの本体部がこの容器の下側端部の過半の部分を占めることが望ましい。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

その第2の部分は好ましくは、第1の部分の下側表面に当接するようになっている上側の表面を備えている。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

瓶10の首11は、第1のチャンバの本体部である概略丸い形の主チャンバ14から上向きに伸びている。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

栓16がこのベース部15の中心から下向きに伸びており、外ネジ17を備えている。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0037

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0037】

パークッションボール換言すれば或いは音響玉或いは衝突玉、具体的にはボールベアリングが、中空の音響部20の内部に置かれるようになっており、衝突玉は、音響部20を栓16に取り付ける前に音響部20の中へ入れておいてもよい。音響部20を栓16に螺合させたのち、主チャンバ14と音響部20の向い合う面15と21を適宜接着することにより、この二つの部分を永久的に互いに結合するようにしてよい。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0042

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0042】

本発明の他の態様においては、その瓶は、その中に形成された二つのチャンバと、衝突玉を収納するチャンバに通じる小さい孔を備えていてもよい。

衝突玉のチャンバの中に音響玉が入れられたら、その孔はシールされる。

さらに他の実施例では、蓋12が容器から内容物を出すための乳首を供えている。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】図面の簡単な説明

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図面の簡単な説明】

【図1】

本発明による瓶の正面図である。

【図2】

図1に示された瓶の、第1の部分の傾けた状態の正面図である。

【図3】

図1に示された瓶の、第2の部分の傾けた状態の平面図である。

【図4】

第2の部分の平面図である。

【図5】

第2の部分の側面図である。

【図6】

本発明の一実施例による第1の部分の正面図である。

【図7】

本発明の他の実施例による第1の部分の正面図である。